

I 今般の「経済危機対策」に基づく政府の取組について

- 昨年夏以降の経済金融情勢の悪化に対し、政府は、財政措置12兆円を含む総額75兆円規模となる経済対策をまとめ、現在、平成21年度予算を速やかに執行し、景気回復を最優先課題として取り組んでいるところである。しかし、昨年末以降も、我が国の景気は急速な悪化が続いており、世界的な景気後退を背景に輸出や生産が大幅に減少するとともに、雇用失業情勢も急速に悪化しつつある。
- このような経済金融情勢等を踏まえ、本年4月10日、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において「経済危機対策」が決定された。この対策においては、
 - ① 緊急的な対策として、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策を講じ、経済の「底割れ」を防ぐこと、
 - ② 未来への投資として、中長期的な成長を図るため、新たな経済成長戦略等を踏まえ、低炭素革命、健康長寿・子育て、底力発揮・21世紀型インフラ整備の3つのプロジェクトのうち、特に緊急に実施すべき施策を実行すること、
 - ③ 国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員すること、
 - ④ 需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の支援等のため、関連する税制について所要の整備を行うこと、の4つを柱として具体的な施策を講ずることとしている。
- 特に、雇用対策については、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの緊急雇用対策の拡充・強化を行うこととされている。
- 政府としては、この「経済危機対策」を実施するため、4月27日、平成21年度補正予算案を国会に提出し、経済危機対策関係経費として約14兆7000億円を計上したところ。

- このうち、厚生労働省関係の緊急雇用対策として約2兆5000億円が計上され、雇用対策の緊急的かつ大幅な拡充を図るとともに、雇用と住居を失った者に対する支援策を総合的に講ずることとしている。

- このような緊急雇用対策を効果的に実施するためには、国と地方公共団体などの関係機関が緊密に連携して、積極的に経済危機対策に取り組むことが重要であり、地方公共団体におかれても、経済危機対策に係る事業への速やかな対応とその円滑な実施に格段の協力を願います。